

基本法および認知症施策推進基本計画を受けたJDWGの取組

1. 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行への期待と提案」を発信

＊基本法を、本人とパートナーが読み込み、気づいた点をまとめて発信した(2023年9月)

<https://www.jdwg.org/kihonho-kitai-teian-2023/>

2. 基本法の普及・啓発資材の作成に参画、その利活用を推進

＊厚労省の基本法のポスター、リーフレット、自治体向けの「分かりやすい解説冊子」の作成に参画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index.html

＊資材の配布や掲示、PRを、自治体や関係機関や企業、住民・専門職等に積極的に行った。

★3. 前向きに元気に生きる本人、そして希望大使の誕生を推進、活動をバックアップ

＊本人とパートナーが力を合わせて、ピアサポートや本人ミーティング、本人発信、社会参加を行いながら、

前向きに生きていく本人が増えていく活動を全国各地で展開している。

⇒全国や都府県で希望大使が誕生し、よりよく活動していけるよう、本人・自治体向けに情報提供やバックアップを実施。

4. 「新しい認知症観」の実感的理解を広げる：本人がリアルな声と姿を通じて

＊「新しい認知症観」が、知識の理解にとどまらずに、自分事として理解が深まるように、私たち本人の実体験を具体的に発信する活動を全国で展開。また、多世代・多分野の人と対話を重ね、共に活動する中で自然体の理解を広げている。

5. 認知症バリアフリーの推進：厚労省・経産省・自治体の委員等として。また地域で実践的に推進

6. 自治体の「認知症施策推進計画」策定に参画、推進：委員として参画したり、計画策定を呼びかけ

基本法および認知症施策推進基本計画を受けた課題

1. 「基本的人権」に関する理解と日常的な実践を、具体的に推進することが必要

- * 私たち本人が安心・安定して暮らしていくために最も重要な「基本的人権」への理解と実践が立ち遅れている。
(認知症の診断直後から、財布や携帯電話を持たせてもらえなくなる、買物や通院、外出などの外出を止められる、他)
- * 基本法の理念が形骸化しないよう、人権を日常の中でどう具体的に守っていくか、実践的な理解と取組の推進が必要

2. 「新しい認知症観」の実感的理解を広げるために、見直しと本人参画での刷新が必要

- * 認知症サポーターや市民向けの講座、イベント、医療や介護・福祉・権利擁護関係者の研修等の企画や内容、テキスト、情報(チラシ、ホームページ等)が古いままのものが多く、基本法が施行されたのに古い認知症観が広げられ続けている。
- * 「新しい認知症観」を伝えている場合も、文言の説明で留まっていて、実感的理解を広げていないことも多い。
- * 主催者や説明する講師等が、「新しい認知症観」をピンと来ていない、他人事の場合も少なくない。
- * 普及・啓発や専門職の人材育成に関するプログラムや資材等を、本人参画で見直し、早く刷新していく必要がある。

3. 地元で暮らす本人の声や力を丁寧に活かすことが必要:自治体格差が大きい

- * 「共生社会の実現」や「新しい認知症観」の実感的理解の浸透のためには、地元の本人たちの発信や活躍が不可欠だが、「地元でそうした本人はいない」「この地域ではまだ無理」という自治体や専門職も少なくない。
- * 地元の本人の発信や活躍を丁寧に推進・拡充している自治体もある。★それらを全国に伝え、自治体格差の解消を。

4. 本人発信・参画、本人同意の名目で本人を利用:取組の形骸化、本人のダメージを防ぐ必要

- * 自治体の取組や、企業、研究者などが、本人をカタチだけ使って、実際は本人が十分に発言できなかったり、本人抜きで進められてしまい、本人発信・参画になっていない場合も増えている。
- * 協力した本人が消耗してしまったり、協力したことで自信をなくす、失望してしまった人もいる。こうした事態がないように。